

草加市国民健康保険税の普通徴収に係る納付方法に関する要領

令和 7 年 3 月 5 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方税法（昭和 26 年法律第 226 号）第 1 条の 7 及び草加市国民健康保険税条例（昭和 34 年条例第 5 号）第 11 条に規定する普通徴収の納付方法に関して必要な事項を定めるものとする。

(普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法)

第 2 条 普通徴収に係る国民健康保険税の納付の方法は、原則として口座振替の方法による。ただし、口座振替によることができないときは、納付書その他の方法によることができる。

(委任)

第 3 条 この要領に定めるもののほか、普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。